

保保発 0427 第 1 号
令和 3 年 4 月 27 日

健康保険組合 御中

厚生労働省保険局保険課長
(公 印 省 略)

令和 3 年度以降の健康スコアリングレポートについて

健康保険制度の円滑な実施について、平素から格段の御尽力を賜り御礼申し上げます。
厚生労働省は、「未来投資戦略 2017」（平成 29 年 6 月閣議決定）に基づき、保険者のデータヘルスを強化し、企業の健康経営との連携（コラボヘルス）を推進するため、平成 30 年度から日本健康会議及び経済産業省と連携して、各保険者の加入者の健康状態、医療費、予防・健康づくりへの取組状況等について、健康スコアリングレポート（以下「レポート」という。）を作成し、全国平均及び業態平均と比較したデータを見える化する取組を開始しています。また、「成長戦略フォローアップ」（令和 2 年 7 月閣議決定）に示しているとおり、令和 3 年度から現行の保険者単位のレポートに加え、事業主単位のレポートを作成することとしています。

令和 3 年度以降の健康スコアリングレポートの実施に当たり、事業主単位のレポートの作成対象等について、下記のとおりお示しますので、取組の趣旨を御理解の上、御協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 事業主単位のレポート作成について

(1) 事業主単位のレポートの作成対象について

事業主単位のレポートは、特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。）第 18 条第 1 項に規定する特定健康診査をいう。以下同じ。）の対象となる被保険者数が 50 名以上の適用事業所について、健康保険組合から付番されている被保険者証等記号に基づいて、適用事業所単位で作成する。（別添 1 「事業主単位の健康スコアリングレポート（案）」参照。なお、レイアウトは多少変更する場合がある。）

ただし、単一の適用事業所における特定健康診査の対象となる被保険者数が 50 名未満の場合であっても、保険者が地域別、業態別等の観点からまとめて複数の適用事業所を事業主マスタ（詳細は 2 を参照）に登録し、登録された複数の適用事業所における特定健康診査の対象となる被保険者数が 50 名以上になる場合は、当該複数の適用事業所について 1 つのレポートを作成することとしている。

また、特定健康診査等の実施年度に通年で当該健康保険組合に在籍した者のみがレポートの対象として集計されるため、実施年度の年度途中で所属保険者に変更があった適用事業所及び新設された適用事業所は、レポート作成対象外となる。

(2) 事業主単位のレポート作成に用いるデータの提出方法について

事業主単位のレポート作成に用いる特定健康診査等（法第 18 条第 2 項に規定する特定健康診査等をいう。以下同じ。）の実施状況に関する情報については、法第 16 条第 1 項に規定する調査及び分析に必要な情報に当たり、同条第 2 項及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 129 号。以下「施行規則」という。）第 5 条第 3 項の規定により、保険者から厚生労働大臣に対し、電子情報処理組織（保険者が使用する電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と社会保険診療報酬支払基金等が使用する電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法等により提供することが義務付けられている。

なお、特定健康診査等の実施状況に関する情報については、高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成 19 年厚生労働省令第 140 号。）第 44 条第 2 項及び高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第 44 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項（平成 20 年厚生労働省告示第 380 号。）の規定により、保険者から社会保険診療報酬支払基金に対して、毎年度報告しているデータ（以下、当該報告を「法定報告」という。）のうち、被保険者証等記号以外の本人を特定することができる情報を削除したものと同一であるため、保険者の事務負担等の軽減の観点から、法定報告をもって、法第 16 条及び施行規則第 5 条の規定による報告があったものと取扱うこととし、改めて厚生労働省に対して報告することは不要とすることとする。

2. 事業主マスタの作成に係る留意点について

(1) 事業主マスタの作成について

事業主単位のレポート作成に当たっては、「健康スコアリングの詳細設計に関するワーキング・グループ」においてとりまとめた別添 2 「事業主単位の健康スコアリングレポートの実施方針」（令和 2 年 4 月 2 日）でお示ししたとおり、各健康保険組合において、被保険者証等記号と 1（1）により事業主単位のレポートの作成対象とされている適用事業所との対応表である事業主マスタを作成する必要がある。

また、レポートにおいて、特定健康診査等の実施率、健康状況等の各指標を算出したり、同業態との比較を示したりするために、各適用事業所における特定健康診査の対象となる被保険者数及び業態分類の情報も併せて、事業主マスタに登録していただく必要がある。

なお、事業主単位のレポート作成に当たっては、(2) により保険者が社会保険診

療報酬支払基金に提出する特定健康診査等の実施状況に関する情報の被保険者証等記号と事業主マスタとを突合することとなる。正確なレポートを作成するためにも、法定報告の特定健康診査等の実施状況に関する情報の被保険者証等記号について、正確に入力していただくようお願いする。

(2) 事業主マスタ作成の具体的な方法について

(ア) 事業主マスタの作成方法について

事業主マスタの様式は、別添3のとおり（Excel 様式）である。事業主マスタ作成の留意点については、別添4を参照すること。

(イ) 事業主マスタの提出方法・時期について

事業主マスタは、データヘルス・ポータルサイトを通して、各年7月頃に配布（Excel ファイルで配布予定）するため、各保険者においては、ポータルサイト上で各年10月末までに登録されたい。なお、ポータルサイトにおける操作方法及び提出日の詳細については、追ってお知らせする。

3. 保険者単位のレポート作成について

(1) 保険者単位のレポート作成に用いる医科レセプト等の情報の提出方法について

保険者単位のレポート作成に用いる医科レセプト等の情報については、法第16条第1項に規定する調査及び分析に必要な情報に当たり、同条第2項及び施行規則第5条第3項の規定により、保険者から厚生労働大臣に対し、電子情報処理組織を使用する方法等により提供することが義務付けられている。

当該情報については、従前より法第16条第2項、施行規則第5条第3項及び「高齢者の医療の確保に関する法律第16条の規定により保険者が厚生労働大臣に提供すべき情報等について」（平成21年5月15日付け保発第0515001号厚生労働省保険局長通知）により、各保険者から厚生労働省への提供を求めているところであり、引き続き、適切に対応されたい。

(2) 保険者単位のレポート作成に用いる各保険者の性・年齢階級別加入者数の情報について

保険者単位のレポート作成においては、各健康保険組合の性・年齢構成を考慮した上で、医療費を全国平均等と比較するために、性・年齢調整を行う予定としている（なお、事業主単位のレポートには、医療費は掲載しない。）。

各健康保険組合の性・年齢階級別加入者数については、厚生労働省保険局保険課から健康保険組合連合会に対し、「年齢階級別加入者数調査」に関するデータ提供依頼を行うこととしているため、了知願いたい。なお、当該情報の提供に同意しない健康保険組合については、追って示す期日までに、厚生労働省保険局保険課まで連絡いただくようお願いする。

なお、当該情報については、保険者単位のレポート作成の際に性・年齢調整を行うことのみを目的として収集するものであり、各健康保険組合の性・年齢階級別加入者数の情報そのものを公表することはないことを申し添える。

4. レポートの送付時期及び送付方法について

レポートについては、11月に法定報告される前年度の特定健康診査等の実施状況に関する情報等に基づき作成し、当該年度末に、データヘルス・ポータルサイトを通して送付することとしている。詳細な日程については、追ってお示しする。